

外国特許トピックス

2016年2月

特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

インド特許情報・特許出願番号の付番体系の変更

インド特許庁は2015年12月31日付で、インド特許出願に付与される特許出願番号の付番体系を2016年1月より変更することを発表しました（Office Order 第74号）。インドにおいては特許庁がデリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイの4ヶ所に置かれており、願書提出者の所在地によって管轄が決定されます。従前は、出願を受理した特許庁はそれぞれ独自に出願番号を付与していました。すなわち、従前の付番体系では、例えばデリー特許庁に2015年に出願された特許で、それが1234番目であれば「1234/DEL/2015」と、ムンバイ特許庁であれば、「1234/MUM/2015」というように「各庁における通し番号/出願を受理した特許庁のイニシャルコード/西暦年号」という付番法で出願番号が付与されていました（但し、PCTの国内移行出願では特許庁コードの後に「NP」が付記され（DELNP, MUMNP, KOLNP, CHENP）他の特許出願と区別されていました）。

新しい付番体系による特許出願番号の表示は、12桁の数字「YYYYJTNNNNNN」となります。ここで、

- ・「YYYY」は、出願された西暦年が4桁で表示されます。
- ・「J」は、管轄特許庁の表示で、「1」はデリー、以下「2」ムンバイ、「3」コルカタ、「4」チェンナイの各特許庁を表します。
- ・「T」は、1から9の数字で以下の通り特許出願の種類を表示します。

1	通常の特許出願	2	1の分割出願	3	1の追加特許出願
4	パリ優先特許出願	5	4の分割出願	6	4の追加特許出願
7	PCT国内移行出願	8	7の分割出願	9	7の追加特許出願

- ・「NNNNNN」は、6桁表示の数字でインドの全ての特許庁に出願された特許に対して付与される通し番号となります。

新しい付番体系の下では、例えば2016年にデリー特許庁に出願されたインドで5678番目の特許出願で、当該出願が通常の特許出願であれば、当該特許出願には「20161105678」と付番され、続く5679番目の特許出願がムンバイ特許庁に提出されたパリ優先特許出願であれば当該特許出願には「20162405679」と付番されることとなります。この新しい付番体系の特徴は、特許出願番号がそれぞれに意味を持つ数字を組み合わせた全12桁の数字で構成されるとともに、インドの全特許庁に出願された特許について統一的に付番されるという点にあり、従前の各特許庁がばらばらに自前の番号を付与するという方式からすると画期的ともいえる付番体系となっています。すなわち、従前では出願番号だけでは不明であった出願の種類の詳細を即座に把握することができることや、全インド特許出願を対象にして連番で番号が付されることで、特許庁提出時基準での後先関係が一目瞭然となるだけでなく、特定時点での特許出願番号の付与状況から通年での特許出願件数の大まかな予測（前年より多い・少ない）なども簡単にできるようになる等、利便性は確実に向上すると思われます。

上記特許出願の付番体系の変更と併せて、出願審査請求に付与される出願審査請求番号も同様に全インド特許出願を対象にして連番で番号付与されることとなりました。新しい付番体系による出願審査請求番号の表示は、(a)通常の出願審査請求と、(b)PCTの国内移行出願で国内手続の繰延べ期間（優先日から31ヶ月）経過前に直ちに審査開始を求める場合の二通りに分けられ、

(a)の場合は、先頭に「R」が付されて「RYYYYYJNNNNNN」

(b)の場合は、先頭に「X」が付されて「XYYYYYJNNNNNN」となります。ここで、

- ・「YYYY」は、出願審査請求の西暦年が4桁で表示されます。
- ・「J」は、管轄特許庁の表示です。数字と各特許庁の対応は前記の特許出願番号の付番法と同じです。
- ・「NNNNNN」は、6桁表示の数字でインド特許出願、PCT国内移行出願を対象とした出願審査請求に付与される通し番号となります。

以上